令和８年１１月９日
文　部　科　学　省
総合教育政策局日本語教育課

ICT を活用した「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト運用保守等業務に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「ICT を活用した『生活者としての外国人』のための日本語学習サイト運用保守等業務に関する民間競争入札実施要項」について、令和８年８月１０日から令和８年８月２４日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計７１件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

頂いた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、取りまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

（別　紙）

主な意見の概要	文部科学省の考え方
【意見の題名】 学習者の定着率向上に向けたラーニングアナリティクス（LA）および学習ダッシュボード機能の仕様追加 **【意見の理由および内容】** 仕様書「2（4）定期的なログ分析とレポートの作成」において、事業者へ求めるログ分析がPV・UU・動画再生数等の静的な数値集計にとどまっています。日本語教室が存在しない空白地域における独学者の学習継続率（モチベーション維持）を高めるためには、最先端のラーニングアナリティクス（LA）技術の知見を取り入れることが重要です。 つきましては、以下の2点のシステム仕様追加・拡充を提案します。 1. 単なるアクセス数や再生数の集計だけでなく、学習者の滞留時間、離脱ポイント、反復学習傾向などの細粒度な行動ログの収集・分析要件を仕様に追加すること。 2. 将来的に学習者自身が進捗状況や学習成果を視覚的に把握・管理できる「学習者用ダッシュボード機能」やマイページ機能の導入を見据え、必要なシステムデータ構造およびログ保管要件を仕様書に明記すること。	今回の事業においては、仕様書等に記載のとおり運用・保守を行うものであり、システム改修を行うことは予定しておりませんが、仕様書にあるとおり、サイト改善のために可能な修正や増補を提案することを求めているところです。そのため、今回の入札実施では原案のままとさせていただきますが、頂いた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
学習サイトの内容の充実は重要ですが「サイトの存在自体を知らないため利用していない」というケースにならないよう、周知・宣伝に関する事業も運用保守と包含するなり、別案件とするなり実施する方が良いと考えます。	周知・宣伝については、外国語による情報発信、SNSの活用、リーフレットやポスターの作成・配布など、様々な方策で行ってきています。そのため、今回の入札実施では原案のままとさせていただきますが、頂いた御意見は今後の検討の参考とさせていた

日本語と外国語の両方が使えるタレントが多くおり、海外の認知度も高いホロライブやにじさんじ等のVtuberの事務所・企業を活用するのもよいかもしれません。	だきます。
入札の評価条件に、「SDGs への準拠」も含めてほしい。 外国人支援のサイト運営に、差別的な考えの企業が指名されれば、外国人自身が 危険に晒される可能性もある。 応募者に 差別・暴力などの経歴が無いことなどを、重要視してほしい。 また、著作権侵害や データセンターによる環境破壊の問題をはらむ 生成 AI・エージェントの使用も、サイト運営では 禁止すべきだ。 持続可能な政策を目指して頂きたい。	現状SDGsは加点項目の対象としておりません。 応募者は入札書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出することを必須としており、「契約の相手方として不適当な者」及び「契約の相手方として不適切な行為をする者」でないことを確認しております。 今回はAI等の活用は想定しておりません。 ただし、今回頂いた複数の御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
【意見の趣旨】 本事業の目的である「日本語学習機会が得られにくい空白地域に在住する外国人への学習機会の拡充」および民間事業者の創意工夫の活用という趣旨に深く賛同いたします。 本業務が適正かつ確実、持続可能に実施され、多様な民間事業者（中小企業やスタートアップを含む）の公正な参入が促進されるよう、実施要項（案）および仕様書（案）における比較的容易に改善可能な点について、以下の通り提案いたします。 【提案1】請負代金の支払条件の見直し（概算払い・部分払いの導入）	請負代金は原則、請負完了後１回に支払うものとしております。記載のとおりといたしますが、契約の際事前に協議し合意の上、分割払いが可能となるよう検討いたします。 引継ぎに必要となる請負者に発生した経費につきましては、今回は記載の通りといたしますが、頂いた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。 運用の過程で見つかった誤りや機能上の齟齬に関する「軽微」な修正・増補につきましては、「別添資料４　従来の実施状況に関する情報の開示」における令和７年度実績が参考になるかと存じます。加えて御意見を受け、入札後協議の上決定することが伝わる文章に修正いたしました。

1. 該当箇所 実施要項 2.(6)ウ「請負代金は、請負完了後に指定の振込先へ1回に支払うものとする。」 2. 理由・背景 本業務では、クラウドサーバー利用料、動画配信システム（JStream）利用料、アクセス解析ツール利用料などの月額固定インフラ経費および人件費が毎月発生します。これを契約終了後の「年1回一括払い」とすると、事業者が1年分の全経費を立替負担することになり、財務基盤の限られた中小企業やスタートアップ事業者の参入障壁となります。本実施要項ではデジタル・スタートアップや中小企業の評価加点方針が示されていますが、支払条件が参入の現実的なハードルとなる恐れがあります。 3. 改善案（修正案） 請負代金の支払いについて、「四半期ごと（年4回）の出来高払い」または「中間払い・概算払い」を可能とする規定への変更、あるいは特例措置の追記をご検討ください。 （例：「請負代金は、各四半期の業務完了確認後、請負者の請求に基づき分割して支払うことができるものとする。」） 【提案2】契約締結前における引継ぎ業務の責任区分および費用の明確化 1. 該当箇所 実施要項 2.(5)ア「請負者は、請負者決定日から請負契約開始日前日までに、前請負者か	24時間監視と緊急対応におけるSLA（サービスレベル）につきましては、頂いた御意見を踏まえ仕様書の記載がより明確になるよう修正いたしました。また、更なる明確化に向け今後の検討の参考にさせていただきます。 市区町村別アクセス解析に関する技術的前提として、「技術的制約による一定の誤差が含まれること」を明示いたしました。

ら引継ぎを受けること。なお、当該引継ぎに必要となる請負者に発生した経費は、請負者が負担することとし…」 2. 理由・背景 契約開始前（令和9年4月1日前）の引継ぎ期間において、未契約状態の事業者が作業を実施することになります。この期間中に万が一、情報漏洩やシステム障害などの過失事故が発生した場合の責任帰属や損害賠償の対象範囲が不明確です。また、契約前の無償作業は事業者の過度な負担となります。 3. 改善案（修正案） 以下のいずれかの対応をご検討ください。 案A：引継ぎ期間を正式な準備期間（契約期間内）として組み込み、契約開始日を準備開始日に設定する。 案B：契約締結前に実施する引継ぎ作業について、仮契約や事前合意書等を締結し、機密保持義務および事故発生時の責任範囲、負担費用の上限等を明確に規定する。 【提案3】「軽微な修正・増補」における想定工数・上限の明示 1. 該当箇所 仕様書 2.(3)「軽微な修正・増補」 2. 理由・背景 運用期間中に見つかった誤りや機能の齟齬に関する「軽微な修正・増補（19言語への翻訳含む）」が求められていますが、「軽微」の具体的な範囲や想定される修正回数・総工数の基準が提示されていません。上限が不明	

確なままでは、過度な修正要求が発生した場合に請負者の採算が圧迫されるリスクがあり、応札時のリスク見積もり（価格跳ね上がりや過剰な安全見込み）の原因となります。 3. 改善案（修正案） 仕様書または注記に、本業務に含まれる軽微な修正・増補の想定スケール（例：「年間想定工数〇人日程度、または年〇回程度、翻訳テキストは合計〇千字程度までとし、これを超える大幅な機能追加・改修については発注者と協議の上、別契約または変更契約の対象とする」）を明記することをご提案します。 【提案4】24時間監視と緊急対応におけるSLA（サービスレベル）の明確化 1. 該当箇所 仕様書 5.(4)(4)「24時間365日異常検知できるようにすること。ただし、異常検知をふまえての対応については、発注者からの要請がない限り、平日の営業時間内のみとする。」 仕様書 7.(1)(11)「復旧目標時間として72時間を超えることのない運用を可能とし…」 2. 理由・背景 24時間の異常検知に対し、対応は「原則平日営業時間内」としつつも「発注者からの要請がない限り」との例外が設けられています。夜間や休日に発注者から緊急対応要請があった場合の連絡体制、駆けつけ・一次対応の目標時間（SLA）、および夜間休日対応が発生した際の費用整理（請負範囲内か等）が曖	

昧です。 3. 改善案（修正案） 発注者からの緊急要請が行われる「重大インシデント（サイト全停止、データ改ざん等）」の定義を明確化し、緊急連絡時の受諾体制や一次回答の目標時間（例：要請受領後〇時間以内に状況確認と第一報を実施）を明記することをご提案します。標準的な対応時間枠が明確になることで、事業者が適切な体制を組みやすくなります。 【提案5】市区町村別アクセス解析に関する技術的前提の記載 1. 該当箇所 仕様書 2.(4)「定期的なログ分析とレポートの作成」（市区町村別のアクセス数、空白地域ごとのアクセス数等） 2. 理由・背景 会員登録機能を持たないオープンな学習サイトにおいて、アクセス元の「市区町村」を特定する手法は主にIPアドレスに基づく位置情報データベース（GeoIP等）となります。しかし、モバイル回線（4G/5G）やプロキシ経由のアクセスでは、IPアドレスの位置と実際の利用者の居住地（市区町村）に乖離が生じるという技術的制約があります。 3. 改善案（修正案） ログ分析レポートにおける市区町村別データについて、「IPアドレスに基づく推定値であり、技術的制約による一定の誤差が含まれること」を前提条件として追記するか、集計	

手法や評価基準について「請負者からの提案に基づき決定する」旨の注記を明記することをご提案します。これにより、技術的実態に即した合理的・効果的な分析・報告が可能となります。 【まとめ】 以上の改善により、事業者側の予見可能性が大幅に高まり、リスク要因が軽減されることで、より多くの優良な民間事業者が参加しやすくなります。結果として、文部科学省様にとっても高品質かつ低廉な公共サービスの安定的な確保につながるものと考えております。ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。	
1. 外資の影響に対する懸念と日系企業への優位性確保 ・背景と課題: 日本国内において外資系企業が参入しやすい環境が進む中、進行する円安や国内産業の回復・保護という観点への配慮が必要である。 ・改善の提案（入札における加点措置）： 入札者の評価方法において、「外資の影響がないこと」を証明した企業に対して加点するなどの優位性を持たせる仕組みを導入すべきである。 2. 収支・採算性の管理手法について 現状の課題: 経費の開示のみを求めると、コスト削減が最優先され、結果としてサービスの質低下を招く恐れがある。	政府調達に関する協定第4条に準じて、「外資の影響がないこと」を証明した企業に対し特に加点措置は行いません。

・改善の提案：経費だけでなく損益計算書（P/L）の開示・報告を義務付け、適切な利益を確保しながら健全に事業が継続できる体制になっているかを、落札後も毎年調査・検証すべきである。 3. サイトコンテンツ（学習内容）の充実について ・生活に直結する法的・社会的ルールの網羅： 単なる語学学習にとどまらず、日本で暮らす上で不可欠な実践的な法律・ルール知識（漁業権、違法駐車、ゴミ捨てのルールなど）を、言語学習と同時に学べるプラットフォームを目指すべきである。 ・実践的な会話・知識の重視： 既存の語学アプリにありがちな教科書的なフレーズ偏重ではなく、現実に即したリアルな生活会話や知識を盛り込むことで、学習ノウハウを蓄積しつつ高い効率化と実用性を両立させる。 4. 民間委託への基本方針に対する賛意 　運営を民間に委託することで、行政単体では得られない効率化や学習ノウハウの蓄積が期待できるため、基本方針としては大いに賛成である。	
【意見内容】 本業務を民間に委託するにあたり、以下の3点を実施要項に明記し、契約条件に盛り込むことを強く求めます。 1：再委託および下請け構造の透明性を徹底	契約書において、下請けに関する条項を明記しております。 受注者は発注者に対して、下請負等の相手方の住所、氏名、下請負等する業務の範囲、下請負等の必要性及び金額等を記載した承認申請書を提出し、承認を得なければならない

的に確保すること 2：下請け構造の可視化と報告義務 3：直接原価の適正管理 【理由・具体的提案】 私は、専門性の活用や業務効率化を目的とした再委託（下請け構造）そのものを否定するものではありません。しかし、ITシステム開発の現場において、多層的な下請け構造の中で中間マージンが過剰に発生し、実際にシステムを構築・運用する実働エンジニアへの対価が不当に低くなることは、公共事業として避けるべきです。 実際に作業を担当するエンジニアが、国からの発注金額に対して妥当な割合の対価を受け取っていることは、システムの品質維持、セキュリティの担保、そして継続的な運用において不可欠な要素です。 つきましては、下請け構造の可視化と報告義務を課すことで、どの企業がどのような役割を担い、予算がどのように分配されているかを明確にしてください。その上で、直接原価（実際に制作に携わる人件費等）の適正管理を行い、実働者に適切な報酬が支払われる仕組みを整えることを要望します。国民の税金が、日本の多文化共生を支える学習サイトの「充実」という本来の目的に、最大限効果的に活用されるための透明な発注プロセスを求めます。	としています。また、受注者は発注者が当該契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならないとしています。
ICTを活用した「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト充実は主たる受益者が外国人に限られる一方で、政府予算として執行するものである。 そもそも政府予算として、余りに偏った不適切な公金支出と考える。	受益者の多寡にかかわらず、調達内容に応じて入札方法を判断していますが、本件は事業者の幅広い能力・ノウハウ等の技術力を有する必要があることから、総合評価落札方式としています。

以上の考えより、事業者選定の概要について意見する。 １．事業者選定の概要 本業務の事業者の選定は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者 のうち、入札価格及び提案内容、事業者の幅広い能力・ノウハウ等の技術力を総合的に評価して 落札者を決定する、総合評価落札方式によって行う。 とあるが、受益者が極めて少ない入札案件であることから、最低価格落札方式とすべき。	
はじめに 本意見は、標記実施要項および仕様書に対するものである。 本業務は、拡張を続けてきた「つながるひろがる にほんごでのくらし」の運用保守を担うものであり、契約移行期における安定的なサービス継続が求められる。 本仕様書は、セキュリティ、監視、バックアップ、報告、引継ぎなどの基本要件を定め、重大障害ゼロを目標としており、一定の水準を満たしている。 改善提案の趣旨 拡張されたサイトの運用保守をより効率的に行うため、以下の点を検討されたい。 これらは、入札参加者と政府の双方にとって	今回はAI等の活用は想定しておりませんが、頂いた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。

、人日の削減や中長期的なコスト抑制に資する可能性がある。 なお、既に一部が実施されている場合もあるが、仕様書上で明示的に求められていないため、提案の余地を残す意味で記載する。 Infrastructure as Code（IaC）、CI/CD、高度な可観測性の導入を評価項目に加えること。定型作業の自動化により運用負荷を軽減できる。 FinOps的なコスト可視化・最適化の報告を求めること。クラウド利用料の適正化につながる。 定量的なSLI/SLO（可用性、レイテンシ等）の設定を検討すること。「重大障害ゼロ」を補完し、予防的対応を促す。 AWS Well-Architected Framework（または同等の枠組み）に基づく設計・運用の観点を強化すること。特に運用卓越性・コスト最適化の柱が有用である。 Agentic Ops（自律的な監視・分析・定型対応）の活用を選択肢として認めること。人間の監督を前提とすれば、定型業務の負担を大幅に減らせる可能性がある。 本仕様書にはLLM等の利用に関する言及がなく、運用保守での利用を要求するものではない。 入札監理小委員会での審議は主に競争性の向上に重点が置かれており、これらの効率化の観点は十分に議論されていなかった。初期調達時点から現代的な自動化手法は明示的に求められていなかった経緯もある。 結び	

上記の改善は、契約移行期の双方の負担を軽減し、拡張されたサイトの運用を持続可能にするものと考える。	
仕様書案では、(８)体制要件では品質保証体制を証明する書類及び体制図の提出が求められていますが、 本業務において、事業継続性の観点から、事業者の変更時の引継ぎや、運用保守業務における障害等の発生時への対応を見据えた取り組みが重要であると考えます。 上記より、品質を担保するための事業者としての具体的な取り組みや手順について評価項目を追加する予定はございますでしょうか。	御指摘の事項は要求要件に含まれており、満たすことが応札の条件となります。そのため、今回は記載の通りの評価項目において評価することといたしますが、頂いた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
「５ サイトの概要（５）セキュリティ要件」及び保守要件に関する記載が従来より充実しているように見受けられました。 一方で、評価項目については、サイバー攻撃や情報セキュリティインシデント発生時の対応能力を直接評価する項目が見当たりませんでした。本業務は継続的なサービス提供が求められることから、 平時のセキュリティ対策だけでなく、インシデント発生時の対応能力についても評価することが望ましいと考えます。 サイバー攻撃及び情報セキュリティインシデント発生時における組織的な対応体制、報告体制並びに再発防止策について、技術評価項目として追加する予定はございますでしょうか。	御指摘の事項は要求要件に含まれており、満たすことが応札の条件となります。そのため、今回は記載の通りの評価項目において評価することといたしますが、頂いた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
本実施要項案のまま事業を継続することに反対し、国費投入の必要性、官民の負担区分	全64シーンアクセス数に関する仕様書の表記を修正いたしました。

、成果指標及び費用対効果を抜本的に見直すよう求めます。 国民が納めた税金は、第一義的には、日本国民の教育、子育て、医療、介護、防災、生活困窮対策等に優先して使用されるべきです。外国人向け事業に国費を投入するのであれば、日本国民の安全・安心、行政負担の軽減、地域社会の秩序維持等に、投入額に見合う具体的な公益が生じることを客観的に説明しなければなりません。本案には、その説明と検証方法が欠けています。 1．公費負担の妥当性及び企業等との役割分担 別紙資料4によれば、令和7年度のサイト運営経費は税抜約2,545万円、コンテンツ制作等は税抜約6,011万円であり、合計約8,556万円です。過年度にも毎年多額の国費が投入されています。 一方、日本語教育の推進に関する法律第6条では、外国人を雇用する事業主にも、その外国人及び家族に対する日本語学習機会の提供その他の支援に努める責務が定められています。また、特定技能1号については、受入れ機関等による日本語学習機会の提供が支援項目とされています。 したがって、外国人雇用によって利益を得る企業、受入れ機関、登録支援機関等が負担すべき日本語教育を、国費で肩代わりすることのないよう、国、地方公共団体、企業、受入れ機関及び外国人本人の役割と費用負担を明確にしてください。公費による無償提供を	また、障害について「長期にわたり」「速やかに」といった表記を修正いたしました。 運用保守等業務の目的と直接関係する項目については、必須項目の中で評価することとしており、仕様書が求める水準に達していない場合は、提案書は無効（失格）となります。

当然の前提とせず、企業負担、受益者負担その他の財源確保策を検討すべきです。 2．事業目的と成果指標が一致していない問題 本事業の目的は、日本語教室の空白地域に在住する外国人の日本語学習機会を拡充することとされています。しかし、実施要項における業務品質及び事後評価の主要な指標は、「重大なシステム障害0件」及び「不正アクセスによる重要情報窃取0件」にとどまっています。 これでは、サイトが稼働しているだけで、誰も十分に学習していなくても目標を達成したことになりかねません。 空白地域在住者の実利用者数、継続利用率、学習時間、教材修了率、日本語能力の向上、利用者満足度等を成果指標として設定してください。また、日本語能力の向上によって、日本人住民との意思疎通、災害時の情報伝達、行政手続等にどのような改善が生じたのかも検証すべきです。 3．アクセス数を成果とすることの不適切性 従来実績として令和7年度232万アクセス、令和6年度359万アクセス等が示されていますが、令和6年度の増加については、台湾メディアで紹介されたことによる一時的な増加の可能性が資料自体に記載されています。 海外からの閲覧、同一人物による反復閲覧、検索エンジンやボットによるアクセス等を	

含む単純なアクセス数では、日本国内の空白地域に住む外国人が実際に学習したことを証明できません。 国内外のアクセスを区分し、PV、ユニーク利用者数、学習者数、継続利用者数及び修了者数を明確に分けて公表してください。対象地域の外国人人口に対する利用率も算定すべきです。 4. 費用対効果を検証できない問題 現行資料では、実際の学習者数及び修了者数が示されていないため、学習者1人当たり、修了者1人当たりの公費負担額を算定できません。 事業費総額だけでなく、実利用者1人当たりの運営費、修了者1人当たりの費用、日本語能力が向上した者1人当たりの費用を公表してください。事前に数値目標及び事業継続基準を設定し、達成できない場合は予算削減、他事業との統合又は事業廃止を行うべきです。 5. 他の公的日本語学習事業との重複 国際交流基金は、既に「いろどり 生活の日本語」や「JF Japanese e-Learning Minato」等のオンライン日本語教材を提供しています。本事業と対象、内容及び機能が重なる部分について、重複の有無や役割分担が示されていません。 既存教材の利用、共通化、統合又は共同運用を行う場合との費用比較を実施し、別個のサ	

イトを多額の国費で維持し続ける必要性を説明してください。 6．対象者及び対応言語の根拠が不明確 「空白地域が多数存在する」とされていますが、空白地域の市区町村数、そこに居住する外国人数、在留資格、就労状況、言語別人数、企業等から日本語学習支援を受けられない者の数が示されていません。 また、20言語を選定した需要上の根拠や、言語ごとの利用状況も十分に示されていません。対象人数と需要を明らかにし、利用が著しく少ない言語やコンテンツについては整理・縮小すべきです。 7．翻訳及び教材の品質保証が不十分 軽微な修正等について、日本語以外の19言語への翻訳を請負者が行うこととされていますが、翻訳者の資格、母語話者による確認、日本語教育専門家による監修、誤訳発見時の修正期限等が明確ではありません。 特に、税金、医療、年金、住民登録、緊急時対応等は、誤訳や情報の陳腐化が生活上の重大な不利益につながるため、専門家及び母語話者による二重確認と定期的な内容更新を必須としてください。 8．仕様及び評価基準の不備 全64シーンについてアクセス数の「上位15件、下位100件」を報告するとされていますが、64シーンしか存在しないため、下位100	

件という指定は成立しません。仕様を訂正してください。 また、障害について「長期にわたり」「速やかに」等の曖昧な表現が使われています。稼働率、初動時間、復旧目標時間、許容データ損失量等を数値で定めてください。アクセスログ等についても、契約終了後の事故調査が可能となるよう、契約終了日を超えた適切な保管及び引継ぎ期間を設定すべきです。 さらに、総合評価では、賃上げ、ワーク・ライフ・バランス、デジタル・スタートアップ、公的個人認証等に相当数の点数が配分されています。一方、日本語教育の専門性、翻訳品質、利用者の日本語能力向上等に関する評価が不十分です。業務目的と直接関係する項目を優先した配点に改めてください。 以上から、本案は、外国人向け施策への国費投入の必要性、日本国民にもたらす公益、企業等との負担区分及び学習成果を十分に示しているとはいえません。 事業継続を前提とするのではなく、まず日本国民への施策を優先し、その上で国費投入が不可欠な範囲を限定してください。費用対効果及び日本国民への具体的利益を確認できない場合は、既存事業との統合、事業規模の縮小又は廃止を含めて見直すよう求めます。	
任意であるマイナンバーカードの取得にもかかわらず、本システムの構築に関係のないマイナンバーカードの普及は本件入札実施要項とすべきではない。 本件実施要項はマイナンバーカードを普及	マイナンバーカードの普及等に向けた情報システムに係る調達等における評価制度の実施要領（デジタル社会推進会議幹事会決定）に基づき、契約の内容に応じて、公的個人認証サービスの利活用を推進している事業

している企業を優遇し、普及していない企業に行政からの圧力をかけているといわなければならない。 したがって、（２）入札に関する書類の「公的個人認証及び電子入札の推進に関する書類」及び「（４）マイナンバーカードの普及等に向けた情報システムに係る調達等における評価制度」を削るべきである。	者や電子入札により入札に参加する事業者を評価するものとしています。 デジタル社会の基盤である情報システムに係る調達等において、マイナンバーカードの利用に係る認定事業者や電子入札事業者に対する評価を行うことで、一般に、情報システムに求められるセキュリティ等に係る体制の確保、入札参加の促進による競争環境の活性化等が図られ、これにより、情報システム等の品質の確保・向上につながることも考えられます。 なお、本取組は、マイナンバーカード普及方針に基づく施策に該当するものです。 したがって、原案どおりとします。
（4）業務の実施に当たり確保されるべき質の項目について、「長期にわたり」は具体的な期間の明示がない。また、「第三者がサイトに不正にアクセスし」は、業務のシステムへ不正にアクセスされることは回避できないため、文言が正確ではない。	御意見をふまえ、「長期にわたり」、「第三者がサイトに不正にアクセスし、重要な情報を窃取される件数」の表記をより伝わりやすい形に修正いたしました。

○　今回の意見募集の対象外となる事項への御意見については、個別の回答は致しません。